

承第8号

専決処分の承認について（平成30年度下呂市簡易水道事業
特別会計補正予算（第3号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成30年8月13日提出

下呂市長 服部 秀洋

提 案 理 由

平成30年7月8日の豪雨により発生した災害に対し、早急に復旧対応する必要がある
専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第9号

専決処分書（平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正
予算（第3号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を、別紙のとおり専決処分する。

平成30年7月9日

下呂市長 服部 秀洋

平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ838,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
06. 繰入金		257,490	1,350	258,840
	02. 基金繰入金	75,583	1,350	76,933
歳入合計		837,355	1,350	838,705

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
03. 施設整備費		161,039	1,350	162,389
	01. 施設整備費	161,039	1,350	162,389
歳出合計		837,355	1,350	838,705

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
06. 繰入金	257,490	1,350	258,840
歳入合計	837,355	1,350	838,705

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
03. 施設整備費	161,039	1,350	162,389			1,350	
歳出合計	837,355	1,350	838,705			1,350	

【簡易水道事業特別会計】

2 歳入

(款) 06. 繰入金

(項) 02. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 基金繰入金	75,583	1,350	76,933	01. 基金繰入金	1,350	簡易水道施設整備基金繰入金
計	75,583	1,350	76,933			

3 歳出

(款) 03. 施設整備費

(項) 01. 施設整備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01. 施設整備費	161,039	1,350	162,389			1,350		15. 工事請負費	1,350	
						1,350		施設整備工 事	1,350	簡易水道施設災害復旧費 工事請負費 施設整備工事
						<繰入金 1,350>				
計	161,039	1,350	162,389			1,350				